平成２５年（フ）第４６７号
静岡県島田市新田町8550番地
債務者　石川　康弘
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野末　寿一
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月15日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１２号
栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地164
債務者　鈴木　　信
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　　毅
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４３号
静岡県伊豆の国市長岡1093番地の５
債務者　杉山　一義
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南條　　潤
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１８３３号
横浜市泉区上飯田町911番地２　201
債務者　高橋富美男
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　道子
4　破産債権の届出期間　平成25年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月23日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６８号
神奈川県座間市立野台２丁目23番37号
債務者　山田　益啓
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　守
4　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３０８号
相模原市南区鵜野森３丁目39番５―102号
債務者　村瀬　晋一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木敏尚
4　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月23日午後３時45分
6　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８１１号
横浜市磯子区杉田２丁目７番25号　ユーロハイツ杉田306号
債務者　渡辺　智幸
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野千彩子
4　破産債権の届出期間　平成25年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０４号
新潟市中央区女池６―19―２　レオパレス21新潟第７―206号、住民票上の住所新潟市西蒲区巻甲26番地17
債務者　本間　俊介
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　直樹
4　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６１７号
広島市佐伯区皆賀４丁目18番30号
債務者　長岡しげ子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑佐　幸範
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９６号
広島県東広島市志和町内90番地２
債務者　松本　秀已
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森友　隆成
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４０号
広島市安佐北区安佐町大字飯室921番地の248
債務者　藤田　豪裕
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤真奈美
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６７７号
札幌市北区篠路４条５丁目２番６号　リバーストーン篠路202号
債務者　小林　秀則
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６７８号
札幌市北区篠路４条５丁目２番６号　リバーストーン篠路202号
債務者　小林　富惠
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７１４号
札幌市豊平区美園７条３丁目１番16号　ライフゾーン興誠201号
債務者　岩瀬　久之
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部